

コメント回答表(2)

令和3年9月9日 三菱原子燃料株式会社

No.	コメント	コメントへの回答													
0826-74	【全体】資料の書き方として、全体的に「設工認から保安規定に反映すべき事項」として記載している文章のどの事項を右側の保安規定の記述で担保しているのか不明瞭。枠毎に、どの記述を保安規定に反映させているのかを明確に記載すること。(たとえば、下線を引いたり色を塗ったりすること)	拝承 全体の記載について見直し、「保安規定関連条項」及び「関連下部標準等」の欄に記載した「設工認から保安規定に反映すべき事項」の反映箇所に、下線を引き、明確化しました。													
0826-75	【全体】許可における制限値を保安規定等の表に落とし込んで読んでいるものについては、「表nに記載している」だけでなく、当該表の制限値の該当部分を抜粋し、確実に反映されていることを示すこと。(そうしないと、わざわざ標準書の記載まで説明してもらっている意味がない)	拝承 全体の記載について見直し、表を追加します。													
0826-76	1-3、2-7、4-11 設工認の抜粋部分から、保安規定関連条項に記載されている「建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の給電停止を行う。」が読み取れない。許可記載の「同一火災区域内の設備・機器を停止する。」「その影響のある排気システムを停止しても、それ以外の排気システムにより建物の負圧を維持する。」を踏まえて、保安規定でこの様な記載になっていることに問題ないことを説明すること。	拝承 添付1の該当箇所を下記のとおり修正します。 4)消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。また、負圧に影響のある排気システムに注水するために当該排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。 なお、「同一火災区域内の設備・機器を停止する。」については、添付1 1.1 内部火災(4) 標準書の整備 ① 1) 二)に記載されています。													
0826-77	1-3、6-21、7-17 誰が給電停止操作を行うのか。	防災組織の現場活動隊です。 0826-76参照。													
0826-78	2-3、4-3、5-2、5-6等 労働安全衛生法等の「等」に該当する法令は具体的に何を想定しているのか、保安規定または下部規定のどちらかで明確化すること。	拝承 該当する法令を下部標準SQAS-08「施設管理標準」に追加します。													
0826-79	2-3 設工認の記載では「労安法等および各種要領に従い・・・」とあるが、保安規定の条文上だと「労安法等および次の事項を考慮し・・・」であり、設工認における「各種要領」の部分との紐付け不明確であるので記載を工夫すること。(たとえば、第8条や別表第1との関連を記載するなど。)	拝承 「保安規定関連条項」欄に、保安規定と標準書の対応を示した別表第1を追加します。													
0826-80	2-4:『保安品質保証計画書』については「策定」とし、他のものについては「策定」としているが、使い分けているのか?	拝承 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」を確認の上、『保安品質保証計画書』についても「策定」とします。													
0826-81	2-6:「降下火砕物」と「火山(降灰)」が混在しているが、使い分けているのか?火砕物降下と「降雨」の組合せについて記載されていない。	「降下火砕物」に統一します。 火砕物降下と「降雨」の組合せについては、湿潤密度で評価しています。 建物の実耐力 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物</th> <th rowspan="2">屋根構造</th> <th colspan="3">降下火砕物・積雪の荷重に対する実耐力</th> </tr> <tr> <th>降下火砕物 湿潤密度 1.2g/cm³</th> <th>降下火砕物 湿潤密度 1.7g/cm³</th> <th>積雪 密度 0.2g/cm³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工棟 第2核燃料倉庫 第3核燃料倉庫 シリンダ洗浄棟 原料貯蔵所 廃棄物管理棟 放射線管理棟 容器管理棟 劣化・天然ウラン倉庫</td> <td>鉄筋 コン クリ ート</td> <td>28cm 相当</td> <td>20cm 相当</td> <td>168cm 相当</td> </tr> </tbody> </table> ※新規制基準適合のため屋根の工事を予定している建物については、工事完了後に除去の対象とする。	建物	屋根構造	降下火砕物・積雪の荷重に対する実耐力			降下火砕物 湿潤密度 1.2g/cm ³	降下火砕物 湿潤密度 1.7g/cm ³	積雪 密度 0.2g/cm ³	加工棟 第2核燃料倉庫 第3核燃料倉庫 シリンダ洗浄棟 原料貯蔵所 廃棄物管理棟 放射線管理棟 容器管理棟 劣化・天然ウラン倉庫	鉄筋 コン クリ ート	28cm 相当	20cm 相当	168cm 相当
建物	屋根構造	降下火砕物・積雪の荷重に対する実耐力													
		降下火砕物 湿潤密度 1.2g/cm ³	降下火砕物 湿潤密度 1.7g/cm ³	積雪 密度 0.2g/cm ³											
加工棟 第2核燃料倉庫 第3核燃料倉庫 シリンダ洗浄棟 原料貯蔵所 廃棄物管理棟 放射線管理棟 容器管理棟 劣化・天然ウラン倉庫	鉄筋 コン クリ ート	28cm 相当	20cm 相当	168cm 相当											
0826-82	2-8:保安規定や事業許可申請書内で、「放射線業務従事者」、「操作員」、「作業員」、「運転員」等を使い分けているのか?	その状況に応じ、対応者の呼称を下記のように使い分けています。 放射線管理に係るところでは「放射線業務従事者」 加工施設の操作に係るところでは「操作員」 加工施設の操作以外の作業に係るところでは「作業員」 事業許可では原則「運転員」 第35条につきましては、「放射線業務従事者」から「操作員」に修正します。													
0826-83	2-8 添I-290の記載、保安規定関連条項及び関連下部標準等のどこで読み取るのか説明すること。	下部標準SQAS-06「加工施設の操作標準」に、下記の記載を追加します。 「なお、保安秤量器(加工棟1)～保安秤量器(加工棟9)は、ペレットを扱う場合、質量制限となるが、ウラン質量が14.8kgU 下記となるよう積載制限(ポート(焼結)、ペレットトレイ、サンプル容器又はペレットであって員数は1)をすることから、保安規定に基づく操作記録による核的制限値の管理対象から除外する。」													
0826-84	2-9および6-41 確認だが、設工認添I-1018で言っている「台車の操作については保安規定で規定」の「操作」とは元々何を想定していたのか?(操作エリアのことか?それとも操作方法や核的制限値等の条件ということか?)	操作エリアのことを想定しています。													
0826-85	4-2 一時的に2種管理区域にする「一時的」の具体的な期間等について何か定めや制限はあるのか説明すること。具体的には、5-7や6-2で説明している下位文書のSQAS-07 6.1.1やSTD-SC0101 3.4の説明を追加すること。なお、この4-2では当該部分を説明していないという整理であるならば、当該部分を消すか、どこを示しているのか設工認の抜粋の表現を工夫してしめすこと。	拝承 「関連下部標準等」欄に、下位文書STD-SC0101「放射線安全作業要領」3.4項の下記の記載を追加します。 「管理総括者は、管理区域を一時的に解除及び再設定する場合は、事前にその目的、範囲、期間等を文書により通知し社内に周知する。解除期間の変更が必要な場合は、同様にその旨周知する。」													

No.	コメント	コメントへの回答
0826-86	4-4 管理区域のエリアの設定について「参考資料①ドラフト」に示されていた修正予定内容以上のことを書くのであれば、許可添6 P1に記載している記載ぶりをベースに用語を修正すること。具体的には、許可添6 P1の記載は「加工施設の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定められた値を超えるおそれのある区域を管理区域・・・として管理する。」であるので、以下の2点を修正すること。①「線量→外部線量」「物→汚染された物」などの用語を許可ベースに修正。② 外部放射線に係る線量1.3mSv/3月間は、許可本文で「超えるか、又は超えるおそれのある」と言っているが、添付6ではその他の事項も含め「超えるおそれのある」としか言っていないことから、外部放射線の件は「超えるか、又は超えるおそれのある」とし、その他の事項は「超えるおそれのある」と分けて記載を修正。	<p>拝承。</p> <p>下記のとおり第42条を修正します。</p> <p>(管理区域)</p> <p>第42条 管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が$3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が0.4Bq/cm^2を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。</p>
0826-87	4-7 高性能エアフィルタ及び代替廃棄ダクトの維持管理について、別表第1-2に当該施設が示されていることを表の抜粋で示すこと。	<p>建物工事と干渉する気体廃棄設備(2)の排気ダクト、高性能エアフィルタの一部を取り外し、仮移設及び代替措置を講じるもので、施設管理の工事管理の中で実施する事項ですので、「保安規定関連条項」欄に、第60条の7(保全計画の策定)、第60条の8(保全の実施)、第62条(工事管理)を追加します。</p>
0826-88	4-7 設工認の抜粋部分「排気ファンを運転させ、乾燥機の運転を再開する。」「使用開始後の高性能エアフィルタ及び代替排気ダクトは、保安規定に基づき維持管理を行う。」に対して、保安規定関連条項に記載の条文は適切か。第60条の7(保全計画の策定)、第60条の8(保全の実施)、第62条(工事管理)が関連条項ではないのか。	<p>拝承。</p> <p>「保安規定関連条項」欄に、第60条の7(保全計画の策定)、第60条の8(保全の実施)、第62条(工事管理)を追加します。</p>
0826-89	4-7 排気ファンの記述はどこにあるか	<p>排気ファンは、ウランの取扱がない洗濯室乾燥機の系統の気体廃棄設備ですが、第28条(6)放射性廃棄物の廃棄施設に含まれます。</p>
0826-90	4-14 溢水後に10分でポンプ停止措置をする際の時間的制限について、保安規定または株文書の説明からは読み取れないので、どこに記載があるのか説明すること。	<p>ポンプ停止措置(時間的制限、手動又は自動)については、下部標準SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」別表1に記載します。</p> <p>溢水源となる水等の配管についてはそれぞれの供給管やポンプ制御盤等に設置する地震及び工場内に設置する漏水検知連動バルブ自動閉止機構で供給を自動で停止すること、操業時は設備担当者や各工場の作業員が主導スイッチでポンプを10分以内に停止することとしており、設工認を踏まえた事項となっています。</p>
0826-91	4-14 設工認の抜粋部分「溢水後10分でのポンプ停止を保安規定に記載」が、読み取れない。また、保安規定関連条項記載の「ポンプ等停止措置(自動又は手動)」について、関連下部標準の別表1に定められているのであれば、別表1を記載すること。さらに、別表1の措置が設工認で約束した事項を踏まえたものであることを説明すること。	<p>下部標準SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」別紙3の表1を修正し、混入防止対策を追加します。</p>
0826-92	4-15 「放射性廃棄物管理標準」の別紙3の表1で定める混入防止対策の詳細について説明すること。	<p>下部標準SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」別紙3の表1を修正し、混入防止対策を追加します。</p>
0826-93	4-15 設工認の抜粋部分「添説設1-3-2表に示すソフト対応については、その具体を記載しないと保安規定及び下部標準の記載と対比できない。また、下部標準の別紙3の対策まで記載しないと、同様に対比できない。	<p>下部標準SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」別紙3の表1を修正し、混入防止対策を追加します。</p>
0826-94	4-16 誰が送液元を停止するのか	<p>担当部門の操作員が停止することから、第76条に下記の記載を追加します。</p> <p>「また、担当部門の操作員は、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。」</p>
0826-95	4-17 全ての申請対象物に対するアクセスルートと読めない	<p>全ての申請対象物に対するアクセスルートについて、下部標準SQAS-24「火災防護活動標準」に定めます。</p>
0826-96	5-5 設工認の抜粋部分「具体的には下記処置を事前に実施する。」について、下記処置を具体的に記載しないと保安規定及び下部標準の記載と対比できない。	<p>拝承</p> <p>「設工認から保安規定に反映すべき内容」欄に下記の記載を追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の通常の使用の禁止 ・核燃料物質の適切な閉じ込め ・計画停電時対応体制の確保及び周知徹底
0826-97	5-10 保安規定関連条項では、積雪については火砕物降下の組合せについてのみ規定されているが、関連下部標準では降下火砕物の除去作業に積雪を含めて規定しているので、規定内容が整合していないのではないのか。	<p>拝承</p> <p>添付1及び下部規定の該当箇所の記載を適正化します。</p>
0826-98	5-11 竜巻襲来時や自然災害時以外の土日の扱いはどこにあるか	<p>添付1の当該箇所に下記の記載を追加します。</p> <p>「なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はウランをサンプル保管庫に収納する。」</p>
0826-99	5-13 タンクの上限值について、確実に下部規定「非常時の措置標準」に反映されているのか?定められているならば、表1の当該部分を抜粋して記載すること。	<p>拝承</p> <p>「関連下部標準等」欄に、下部標準SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」に表1を追加します。</p>
0826-100	5-14 7日間運転に必要な重油および潤滑油の具体的な数値(量)について、下部規定で反映されているのか読み取れないので示すこと。	<p>拝承</p> <p>「関連下部標準等」欄に、下位文書EDP-1105「受変電・配電設備運転要領」7.4(1)項の下記の記載を追加します。</p> <p>「巡視点検作業は、下記の様式に指定された箇所の巡視点検(非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料(A重油で約29,000L以上、潤滑油で約140L以上)の点検を含む。)を実施し、点検結果を担当者に提出する。」</p>
0826-101	5-19 ウランの減速度について読み取れない。	<p>拝承</p> <p>「保安規定関連条項」欄に、別表第2の該当箇所を抜粋して追加します。また、関連する別表第12及び別表第1-3(抜粋)を追加します。</p>
0826-102	5-20 員数により質量制限値以下であることを管理することについても、なお書き以下の確認対象になるということが良いか。ならない場合は、許可や設工認との記載の整合性について説明すること。	<p>なお書き以下が対象となります。</p>

No.	コメント	コメントへの回答
0826-103	5-21 第35条と第124条（別表第16）との関係を説明すること。	下記の説明文を「保安規定関連条項」欄に記載いたします。 「質量の核的制限値を有する設備に濃縮度5%下記のウランを挿入する際の核的制限値の管理は第35条（臨界安全管理）に、記録の作成については第124条（記録）に、操作記録については別表第16（保安に関する記録）に定めています。」
0826-104	5-24：「必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。」の具体的内容が不明確。	必要に応じての具体的内容は下記の通りで、下部標準SQAS-06「加工施設の操作標準」に追加します。 「頻度の少ない手動操作、複雑な手動操作等、」
0826-105	5-24 人の管理によるサンプルの保持については保安規定で規定するについて読み取れない。	拝承 第31条に下記の記載を追加します。合わせて下部標準SQAS-06「加工施設の操作標準」にも追加します。 「担当課長は、操作員による作業中のサンプル保持の管理について要領書に定める。」
0826-106	6-7.7-7 保管、廃棄、有効利用の記述はどこか	第75条の3に「所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する」旨を追加します。
0826-107	6-11 保安規定の関連条項については、第60条の7（保全計画の策定）、第60条の8（保全の実施）、第62条（工事管理）などが該当するのではないか。	拝承 「保安規定関連条項」欄に、第60条の7（保全計画の策定）、第60条の8（保全の実施）及び第62条（工事管理）を追加します。
0826-108	6-14 「隔離管理線を越えないように台車を運用すること」の担保が保安規定および下部規定の記載から読み取れないのだが、具体的にどここの記載で担保されているのか説明すること。	別表第2第2項に記載の「台車のユニットと設備・機器（ウラン収納部位）との表面間距離は30.5cm以上とする。」で担保しています。
0826-109	6-16 具体的なアクセスルートについては、どの様に規定しているのか。	下位文書STD-SC1321-02「消火活動手順」に該当箇所のアクセスルートを追加します。
0826-110	6-22 使用施設で発生する放射性固体廃棄物が、加工施設と同様の管理基準に基づいて収納されていることを、どの様に確認するのか。	加工施設と同様の管理を下部標準SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」に規定しており、「関連下部標準等」欄に当該箇所を追加します。
0826-111	6-28：保安規定に反映すべき内容が保安規定関連条項に反映されていることが読み取れない。	保安規定「別表第1-3」及び「別表第2」に記載した機器については、操作記録を作成します。マガジン架台部と運搬台車についても「別表第1-3」及び「別表第2」に記載しており、「別表第2」の「（注3）駆動源となる圧縮空気の供給を1台の台車だけに制限する。」により、マガジン架台部と運搬台車の操作において、圧縮空気切替操作（弁操作）を行うことを保安規定の操作記録により管理します。 上記の説明のため、「保安規定関連条項」欄に、 別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係） （22）燃料集合体組立設備（工場棟） ・マガジン架台部 ・運搬台車 第124条（記録）、別表第16（保安に関する記録） を追加します。 また、「関連下部標準等」欄のSQAS-06「加工施設の操作標準」の当該箇所の記載を見直すとともに、SQAS-02「保安記録管理標準」の操作記録についての記載を追加します。
0826-112	6-28 「圧縮空気切替操作（弁操作）は、保安規定の操作記録により管理する。」について、どの様に規定しているのか。	
0826-113	6-34 乾燥機の運転停止動作が明確に記述されていない	「関連下部標準等」欄に、下記の下位文書を記載します。 OP-271「排気処理設備操作」 7.6.2 警報発報時の処置 （1）ADUスクラバ循環ポンプ停止警報が発報した場合 ①操作責任者に遅滞なく連絡する。 ②ADUスクラバ循環ポンプが停止していることを確認する。 ③乾燥機を手動で停止する。
0826-114	6-40 「具体的な体制」について、下部文書の記載が保安規定と同じであり、さらに下の下部文書に丸投げしているため、具体的に体制を定めている下部文書を抜粋して記載すること。（今記載している下部文書の記載だと本当に定めているのか分からない）	拝承 「関連下部標準等」欄に、下記の下位文書を記載します。 TP1-109「保安・一般安全に関する異常処置・連絡要領」 表2 異常の具体例と処置・連絡区分事例(6/11) 6. 核物質防護、臨界安全、核物質による汚染及び被ばく、作業環境及び周辺環境に影響を与える事象が発生又は発見した場合 6-12 発生事象（異常の具体例）：転換工場蒸発器、蒸発加水工程フードボックスからUF6が漏えいし、UF6漏えい警報が作動した。 処置要領：連絡区分1にて連絡する。添付資料4-1の手順書に従い処置を行う。（室内及び局所排気全停止した場合、複数の操作員により呼吸用保護具を着用しUO2F2貯槽と排気ダクトとの接続部に設置された閉止弁を閉止することを含む。）
0826-115	6-44および6-45設工認の抜き出しが雑、何を保安規定に書く必要があるのか読めないため、44は表に示すソフト対策が何か、45は基準値以下の排水について何を定めることを設工認で約束していたのかが分かるように記載すること。	拝承 「設工認から保安規定に反映すべき内容」の欄に下記の記載を追加します。 6-44 「廃液処理設備(1)、廃液処理設備(4)に受け入れる廃液の種類、発生元及び核燃料物質等の混入防止対策を添設9-3-2表に示す。通常時に液処理設備(1)、液処理設備(4)に受け入れる廃液は、」 6-45 「放射性液体廃棄物中のウラン濃度が原子力規制委員会の定める値下記の記載（ $U < 2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ ）を満足することを測定した後、管理区域外の排水貯留池（次回以降申請）へ排水する。これら」

No.	コメント	コメントへの回答
0826-116	7-8 (及び5-5) DGの停止措置について記載が見当たらないので、どう読めば良いのか説明すること。また、第7次設工認P1634の記載を見ると、(1)～(3)の措置の後にDGの負荷側ケーブルの切り離し、その措置の確認などが記載されているが、この説明が抜粋されていない理由を説明すること。	第7次設工認P1634の記載の措置を設工認の要求事項の欄に追加します。また、DG停止措置の下記の2)、3)は、当該工事の実施の手順を示していますので、工事管理に関する事項を保安規定及び下部規定の欄に追加します。 2) 既設非常用ディーゼル発電機から負荷側のケーブルを切り離す。 3) 既設非常用ディーゼル発電機から負荷側のケーブルを切り離されていることをI-2の検査に従い確認する。
0826-117	7-13風(台風)、降水、積雪、火山の影響に係る保安規定側の記載(自然災害等)が抜けているので追記すること。	拝承 添付1の当該箇所に下記の記載を追加します。 「・構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風(台風)、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない。」
0826-118	7-15 核燃料物質等の移動について、各部門長の承認プロセスの記載がないので追記すること。	拝承 「保安規定関連条項」欄に、第58条の該当箇所を追加します。
0826-119	7-18 用意するサーベイメータについて、設工認では「α、β(γ)線用」と記載しているところ、保安規定の別表第9だと「線量当量率サーベイメータと汚染サーベイメータ」となっている。これだと確実に設工認どおりであることが不明確であるので、測定対象毎に適切な機器を準備し管理していることを説明すること。	サーベイメータについては下記のとおりです。 設工認：サーベイメータ(α、β(γ)線用) 保安規定別表第9：線量当量率サーベイメータ、汚染サーベイメータ 別表第20：ガンマ線測定用可搬式測定器、表面密度測定用可搬式測定器
0826-120	7-20 警報セット値の記述はどこにあるか	「関連下部標準等」欄に、下位文書SCD-R-067「放射線管理基準管理目標値一覧」「放射線管理施設の測定レンジについて」を追加します。
0826-121	7-22、7-23 警報を設定する、警報の設定値、の記述はどこか	7-22及び7-23の「関連下部標準等」欄に、下記の下位文書の抜粋を追加します。 SCD-R-067「放射線管理基準管理目標値一覧」 添付 放射線管理施設の測定レンジについて
0826-122	7-26 貯蔵量を示す表1について、該当する記載を抜粋して示すこと。	拝承 「関連下部標準等」欄に、下部標準SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」に表1を追加します。
0826-123	7-33(許可のコメントと同じ)測定データを監視している場所について地図で示すこと。(可能であれば、NDCのモニタリングポスト位置とMNFの敷地の位置関係が分かるように示すこと)	拝承 「保安規定関連条項」欄に、NDCのモニタリングポスト位置とMNFの敷地の位置関係を示す第2図(1)を追加します。
0826-124	7-43 搬送用の台車の固定について、夜間休日の扱いはどこか	添付1の当該箇所に下記の記載を追加します。 「なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。」
0826-125	7-44、7-45、7-46 具体的な作業内容と保安規定の関係が不明	ウラン回収設備(第4系列)において、洗浄残渣沈殿槽にてUF4等粉末を含むウラン溶液に反応当量以上の水酸化ナトリウムを投入してウランの沈殿を形成し、これを遠心分離機で固液分離することにより、UF4等粉末を回収します。別表第1-3に、ウラン回収設備(第4系列)において、洗浄残渣沈殿槽に、複数の運転員により試薬投入量を確認することを定めています。別表第2第1項に、洗浄残渣沈殿槽にてUF4等粉末を含むウラン溶液を処理することを定めています。
0826-126	7-49 「通常時」の定義があいまいであり表現を再考すること	拝承 第76条の該当箇所を下記の通り修正します。 「なお、排水貯留池(1),(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。」
0826-②追1	設工認P57 6-13 P3055 「スクラバポンプA(1段目)またはBのいずれかは常時運転」「なおスクラバ(1段目)のポンプ1台は、常時循環運転をおこなっている。」の記載であれば、スクラバポンプ(1段目)のAまたはスクラバポンプ(1段目及び2段目)のBのポンプを常時運転と解釈しているが、そうすると保安規定の記載が合っていないので、設工認の記載も含めて確認のこと	設工認の記載は下記の通りです。 設工認P6143 「なおスクラバ(1段目)のポンプ1台は、常時循環運転をおこなっている。」 設工認P3055 「スクラバポンプA(1段目)またはBのいずれかは常時運転」 6次設工認の記載において、常時運転するスクラバポンプは、スクラバポンプA(1段目)またはスクラバポンプB(1段目)となります。従いまして、設工認P3055の「スクラバポンプA(1段目)またはBのいずれかは常時運転」は、「スクラバポンプA(1段目)またはスクラバポンプB(1段目)のいずれかは常時運転」を示しています。